

磐田市放課後児童クラブ運営業務  
プロポーザル実施要領

令和6年4月  
磐田市教育委員会事務局教育部放課後活動課

## 目 次

1 趣旨 .....	1
2 事業概要 .....	1
3 参加資格 .....	2
4 参加申込 .....	3
5 質問及び回答 .....	3
6 辞退届の提出 .....	4
7 企画提案書の作成 .....	4
8 企画提案書の内容 .....	4
9 企画提案書の提出 .....	6
10 見積書 .....	7
11 評価の実施方法 .....	8
12 契約方法 .....	9
13 その他留意事項 .....	10
14 問合せ先・提出先 .....	10

### <別紙>

様式第1号	参加意思表明書
様式第2号	質疑書
様式第3号	企画提案書
様式第4号	事業者概要書
様式第5号	業務実績表
様式第6号	参加辞退届
様式第7号	受託ブロック希望順位表

## 1 趣旨

令和5年12月、こども未来戦略が策定され、すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが基本理念として掲げられています。

本市においても、子育て支援の一端を担う放課後児童クラブについて、安定的な運営を行うとともに、利用希望者の増加やサービス向上の要望等に対応していく必要があり、公民連携の視点を取り入れ、多くの経験と十分な能力を有する民間事業者へ運営を委託することで、質の高いサービス提供の早期実現を目指します。

本市における業務の目的・趣旨に合致する成果が期待できる事業者を選定するため、プロポーザル方式にて受託候補者の選考を行います。

本要領は、本業務のプロポーザル方式による選考を行うにあたり必要な事項を定めたものです。

なお、本公募は、磐田市放課後児童クラブ全50クラブを4ブロックに分け、1ブロックにつき1受託候補者の4受託候補者を選考します。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

磐田市放課後児童クラブ運営業務

### (2) 業務内容

別紙「磐田市放課後児童クラブ運営業務 仕様書」（以下、仕様書という。）に記載する業務及びその他これに付随することが想定される業務

※全ブロックで仕様書は共通

### (3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 履行期間

(準備) 契約日から令和7年3月31日まで

(運営) 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※令和6年度臨時増設児童クラブの一部の運営を含む

(5) スケジュール

内容	日程
受付開始	令和6年4月23日(火)
参加意思表明書提出期限	令和6年4月30日(火) 17時まで
質疑書提出期限	令和6年5月2日(木) 17時まで
質問回答期限	令和6年5月10日(金) 17時まで
辞退届提出期限	令和6年5月17日(金) 17時まで
企画提案書提出期限	令和6年5月17日(金) 17時まで
プレゼンテーション	令和6年5月31日(金)
受託候補者決定	令和6年6月7日(金)※予定
契約交渉期間	令和6年6月中旬

(6) 履行場所

別紙「磐田市放課後児童クラブ一覧」のとおり

### 3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的に実施できる者とする。

- ① 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されていること。  
又は、参加表明の時点で登録されていないときは、契約締結の前までに、確実に登録すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

- ④ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。  
但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、上記3. 参加資格①に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。
- ⑤ 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。  
但し、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、上記3. 参加資格①に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。
- ⑥ 債務不履行により、所有する財産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ⑦ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ⑧ 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年3月24日磐田市告示第55号）に基づく指名停止期間中でないこと。

#### 4 参加申込

参加資格の要件を満たした者で業務に参加を希望する者は、令和6年4月30日（火）（必着）までに、参加意思表明書（様式第1号）、事業者概要書（様式第4号）、業務実績表（様式第5号）を「14 問合せ先・提出先」に提出すること。

#### 5 質問及び回答

- (1) 本業務に関し質問がある場合は、令和6年5月2日（木）17時までに質疑書（様式第2号）を電子メールで提出すること。
- (2) 質疑書の回答は、令和6年5月10日（金）までに参加意思表明書を提出し受理された全ての事業者に電子メールにて回答す

る。

(3) 質問は質疑書のみを受付とする。また、質疑書を電子メールで送信を行う場合は、件名に業務名称及び事業所名を記載し、送信後に「14 問合せ先・提出先」に電話で到達確認をすること。

(4) 同趣旨の質問が複数あった場合にはまとめて回答する。

## 6 辞退届の提出

参加意思表明書（様式第1号）を提出した後に、本業務への参加を辞退する場合は、令和6年5月17日（金）17時までに参加辞退届（様式第6号）を、「14 問合せ先・提出先」に提出すること。

## 7 企画提案書の作成

1 事業者につき1案の提出とし、プレゼンテーション資料の作成については、下記4点を十分に確認すること。

- ・様式は自由とするが、原則A4版（縦使い・横書き・両面刷り、A3版三つ折りの使用可）とし、ページ番号を下段中央に付すること。
- ・表紙は、題名に「磐田市放課後児童クラブ運営業務に係る企画提案書」と記述し、提出日を記載すること。また、正本のみ企画提案者名を記載すること。
- ・枚数は15枚（30ページ）を上限とする。
- ・磐田市放課後児童クラブ運営業務に精通していない者にも理解できるよう、十分にわかり易い記述とすること。

## 8 企画提案書の内容

プレゼンテーション資料には、下記に示す項目①～⑦について具体的かつ必要な提案を取りまとめて明記すること。

なお、プレゼンテーションにて選定委員会が使用する評価表は、

下記に示す項目①～⑦と同じ順番で作成されているため、可能な限り同じ順番でプレゼンテーション資料の作成を行うこと。

### ①会社概要

下記2点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・会社名、設立年月日、資本金、事業内容、従業員数、組織図
- ・実績※下記2点のいずれか又は両方の実績

○令和6年4月1日時点で地方自治体から受託している放課後児童健全育成事業（公設民営）

○令和6年4月1日時点で運営している放課後児童健全育成事業（民設民営）

### ②業務運営の体制

下記6点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・支援員配置の考え方

※常勤・非常勤の配置、シフトの組み方等

- ・支援員等の採用方針及び雇用条件

※支援員等確保、選考方法、地元採用への配慮、役職・賃金  
・休暇及び昇給制度等の雇用条件、令和6年度以前から勤務している支援員等の継続雇用等を記載すること。

- ・職員研修の内容

- ・長期休業期間のクラブ増設に係る運営体制

- ・急な欠員が発生した場合の対応

- ・業務責任者、連絡調整員を含む組織体制

### ③業務運営の内容

下記9点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・業務に対する意欲や姿勢

- ・保育に関する方針・理念・目標

- ・具体的な保育内容

- ・支援を要する児童に対する保育

- ・保護者との関わり方

- ・苦情、要望への対応

- ・地域連携への取り組み

- ・最も受託を希望するブロックに関する提案
- ・その他運営に関わること

#### ④安全管理

下記2点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・事故の防止に関する取り組み
- ・災害発生時の対応

#### ⑤おやつ及び昼食提供について

下記2点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・おやつ提供
- ・長期休業期間の昼食提供

#### ⑥その他

下記4点について、その内容を分かりやすく記載すること。

- ・令和6年度中（準備期間中）に実施する内容
- ・個人情報の漏洩防止のための取り組み
- ・実費徴収の方法（昼食提供）
- ・委託開始による児童及び保護者への配慮

#### ⑦独自の提案

下記3点について、提案がある場合に限り記載すること。

なお、提案が本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。

- ・磐田市への地域貢献
- ・待機児童対策
- ・その他仕様書に定める事項以外で、業務の効率化、市民サービスの向上となる提案

## 9 企画提案書の提出

企画提案書を提出しようとする者は、下記のとおり提出書類を期限までに所定の場所へ提出すること。また、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

- ①提出期限 令和6年5月17日（金） 17時必着



②提出方法 「14 問合せ先・提出先」に持参又は郵送すること

③部数 ・企画提案書（正本） 1部

※社印及び代表者印を捺印したもの

・企画提案書（副本） 10部

・企画提案書（電子データ） 1部

※PDF形式でCDに保存して提出

## 10 見積書

### (1) 作成要領

仕様書に記載のブロック毎に4つの見積書を提出すること。

見積書の様式は任意とし、積算の内訳を明記すること。

見積書に記載する金額は、運営（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）に係る費用の**単年度分**とし、準備（契約日から令和7年3月31日まで）及び令和6年度臨時増設児童クラブの一部の運営に係る費用は含まないこと。

本プロポーザルの実施結果により選定された受託候補者には改めて（特命）随意契約による見積書の徴収を行うものとする。

### (2) 提案上限額

ブロック毎の提案上限額は下記のとおりとする。

但し、下記の金額は、運営（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）に係る費用の**単年度分**の提案上限額を示したものであり、準備（契約日から令和7年3月31日まで）及び令和6年度臨時増設児童クラブの一部の運営に係る費用は含まない。

①東ブロック：140,144,696円（非課税）

（通常分：132,651,383円 夏季増設分：7,493,313円）

②西ブロック：144,478,832円（非課税）

（通常分：141,481,507円 夏季増設分：2,997,325円）

③南ブロック：138,798,238円（非課税）

（通常分：135,800,913円 夏季増設分：2,997,325円）

④北ブロック：135,492,601円（非課税）

(通常分：130,996,613円 夏季増設分：4,495,988円)

## 11 評価の実施方法

### (1) 選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションは、(2)審査項目及び配点に基づき「磐田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル選定委員会」において審査し、評価点が上位1位から4位となった者を受託候補者として選定する。

### (2) 審査項目及び配点

審査は、企画提案書及びプレゼンテーションについて、下記の評価項目点数表により選定委員がそれぞれ100点満点で評価する。

なお、評価点が6割に満たない者は受託候補者としない。

#### ① 評価項目点数表

評価項目	配点(点)
会社概要について	10
プレゼンテーションについて	10
業務運営の体制について	20
業務運営の内容について	30
安全管理について	5
おやつ・昼食について	10
その他	15
合計	100

#### ② プレゼンテーション

開催日：令和6年5月31日(金)

※実施時間等は、別に通知する。

会場：ワークピア磐田2階 視聴覚室

方法：プレゼンテーション実施要領に沿って実施する。

なお、プレゼンテーション実施要領については、参加意思表示書提出者に別で通知する。

その他：参加人数は各社3名以内とする。

### (3) 選定結果通知

プロポーザルに参加した全事業者に対して、結果に関わらず、参加意思表示書に記載された連絡先へ、令和6年6月7日（金）までに文書等により通知する。

## 12 契約方法

### (1) 受託ブロックの決定

評価点の上位者から希望のブロックを選択できるものとする。

受託候補者が受託を辞退した場合、評価点が5位以降の者を評点上位者から受託候補者とする。ただし、評価点が6割に満たない者は対象とならない。

受託候補者が4事業者に達しない場合は、受託候補者のいずれかが、不足する事業者分の業務を受託するものとし、評点上位者から受託の希望を判断できるものとする。

### (2) 契約の締結

市と受託候補者は、企画提案書及び見積書を踏まえ協議を行い、協議が整った場合に「10(2)提案上限額」の範囲内で、随意契約により委託契約を締結することとする。

ただし、準備期間（契約日から令和7年3月31日まで ※令和6年度臨時増設児童クラブの一部の運営を含む）については、別に随意契約により委託契約を締結することとする。

### (3) 契約の内容

企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書等とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、

市と受託者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。

### 13 その他留意事項

- (1) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等や評価基準及び評価内容については、情報公開の対象としない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本プロポーザルの実施結果により選定された受託候補者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳出歳入予算の減額又は削除があった場合は、市は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしないことについて承諾すること。
- (8) 不明な点は、「14 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

### 14 問合せ先・提出先

本業務の実施にあたり、必要な事務は、磐田市教育委員会事務局放課後活動課児童クラブグループにおいて所掌する。

〒438-0077 静岡県磐田市国府台3-1

磐田市教育委員会事務局放課後活動課児童クラブグループ

担当：二橋

電話：0538-37-2773

メール：jido-seisaku@city.iwata.lg.jp